

ワキタグループ人権方針

株式会社ワキタ
代表取締役社長 脇田 貞二

当社グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持します。また、経営理念の実現に向けて、人権を尊重することが重要な課題の一つであるとの認識のもと、これらの国際規範及び国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、企業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権の侵害に加担しないよう注意し、事業に関わる人権への負の影響を防止・軽減します。

1. 適用範囲

本方針は、当社グループの全ての役員・従業員（契約社員・派遣社員・パートタイマーを含む）に適用するほか、全てのビジネスパートナーに対して本方針の支持・尊重を求め、協働して人権の尊重に取り組みます。

2. 人権の尊重

当社グループは、個人の人権と職場における安全に配慮し、一人ひとりがその能力を最大限発揮できるよう、差別やハラスメントのない明るく働きがいのある職場環境の確保に努めます。また、強制労働、児童労働、人身取引等はいかなる形態にあっても容認せず、適正な労働条件・社会的保護、結社の自由、団体交渉権等の働く人々が持つ諸権利を保護します。

3. 是正及び救済措置

当社グループは、自社の事業活動において人権への負の影響が生じた場合、またはその可能性がある場合には、適切な手段を通じて是正及び救済措置を講じます。また、サプライチェーン上で人権への負の影響が発生した場合、取引先や製品・サービスに直接関係するステークホルダーに対して是正措置を講じるよう働きかけます。

4. 教育・研修

当社グループは、本方針の取り組みが効果的に実行されるよう、役員及び従業員に対して適切な教育・研修を継続的に実施します。

5. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、本方針の取り組みを推進するにあたり、関連するステークホルダーとの継続的な対話や協議を行います。

6. 情報開示

当社グループは、本方針の取り組みについて、実際に顕在化した負の影響及びその是正措置の結果について適時適切に開示します。

制定日：2026年3月1日